

# 住民税・所得税の申告情報(第一回)

問 諏訪税務署 ☎52-1390 または 財務課 町民税係 ☎62-9122

年が明ければ、申告時期となります。今月号より、3回にわたって申告に関する情報を届けします。必要な書類等をご確認いただき、申告の準備をお願いします。平成29年度（平成28年分）から社会保障・税番号制度（マイナンバー）の導入により変更となっている点がありますので、ご注意ください。

## (1) マイナンバーに関する書類

平成28年分以降の確定申告書の提出の際には

**本人および扶養親族等のマイナンバーの記載、本人確認書類の写しの添付**が必要です。



### 【本人確認 関係】

#### ●マイナンバーカード（写真付きのもの）をお持ちの方

マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認と身元確認）が可能ですので、マイナンバーカードの写しをご用意ください。

#### ●マイナンバーカードをお持ちでない方

##### 番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- ・通知カードの写し
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
(マイナンバーの記載があるものに限る)  
などのうちいずれか1つの写し

##### 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることが  
確認できる書類》

- ・運転免許証
- ・身体障害者手帳
- ・パスポート
- ・在留カード

などのうちいずれか1つの写し

※写真付きでない身分証明書の写しを提出する場合、公的医療保険の被保険者証と年金手帳など、2種類以上の写しが必要です。

### 【配偶者・扶養親族・専従者 関係】

#### ●控除対象配偶者および扶養親族、専従者のマイナンバーも必要です

写しの添付は必要ありませんが申告書へ個人番号の記載が必要です。マイナンバーカード、通知カード、住民票の写し等により番号の確認をお願いします。

## (2) 収入・所得に関する証明書や書類

### ●給与・賃金や公的年金に関するもの

#### ・「給与所得の源泉徴収票」・「公的年金等の源泉徴収票」などの原本

給与等の支払者（事業所等）や日本年金機構（旧社会保険庁）等の支払者から送付、受領された原本が必要となります。

### ●雑所得・事業所得に関するもの

#### ・「シルバーリン材センターの配分金支払証明書」・「個人年金支払証明書」・「収支内訳書」など

事業を営まれている方（営業・農業・不動産）は、総収入金額および必要経費の内訳を記載した収支内訳書を申告書と一緒に提出してください。

農業の収支計算でお困りの方は、農業所得に係る農業収支内訳書作成指導会（詳細は広報ふじみ1月号に掲載）を開催しますのでお出掛けください。

### ●生命保険や学資保険等の満期や解約返戻に関するもの

#### ・「生命保険契約等に基づく一時金の支払証明書」

#### ・「損害保険契約等に基づく満期返戻金の支払証明書」など

生命保険や損害保険の満期や解約等により保険金を受け取った場合は、所得税や住民税の課税対象となる場合があります。なお、契約金の受取人と保険料負担者と被保険者との関係により、税の種類が異なります。

### (3) 所得から控除されるものに関する証明書や書類

#### ●社会保険料控除に関するもの

- ・「国民年金保険料及び国民年金基金の掛け金の支払証明書」
- ・「国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額のお知らせ」

各保険の加入者（国保の場合は世帯主）には、役場から2月上旬までに「納付済額のお知らせをお送りします。なお、納付済額を事前に確認されたい方は、財務課町民税係までお問い合わせください。

#### ●生命保険料（一般・介護医療・個人年金）や地震保険料控除に関するもの

- ・「年間支払額等の証明書」

保険会社から契約者宛に送付されます。一つの損害保険契約に「地震等損害契約」と「長期損害契約」の両方の保険がある場合には、本人の選択により、いずれか一方のみが適用となります。

#### ●医療費控除に関するもの

- ・「平成28年中に支払った医療費や薬代の領収書」

医療費控除は年末調整で適用を受けられないため、控除を受ける方は確定申告をする必要があります。控除の対象となるのは、医師、歯科医師による診察や治療の費用、また、医療や治療のための医薬品の購入費等です。ただし、予防を目的とした人間ドック・その他の健康診断や、疾病予防又は健康増進のための医薬品・栄養ドリンク等の費用は対象になりません。なお、高額療養費や入院費給付金等の保険金などにより補てんされた金額がある場合は、支払った医療費から差し引きます。小・中学生の保険診療による医療費につきましては、福祉医療特別給付金制度などによって控除の対象とならない場合があります。

#### ・介護サービスの費用について

介護保険制度のもとで受けられるサービスには、医療費控除の対象となるものとならないものがあります。詳しくは、利用された施設や住民福祉課介護高齢者係までお問い合わせください。

#### ●配偶者控除、扶養控除に関するもの

配偶者、子ども、両親等を養っている方で、下記の条件を満たす場合には、控除が受けられます。控除される場合は、扶養している方の所得額等の確認を必ずお願いします。また、（1）の内容のとおり、扶養している方のマイナンバーの記載が必要になりますので、ご用意をお願いします。

- 平成28年12月31日現在で生計を一にしている。
- 扶養している方の年間の合計所得が38万円以下。
- 他の方の扶養や控除対象配偶者になっていない。（重複して控除は受けられません）
- 扶養している方が青色・白色事業専従者となっていない。

## 農地の利用意向調査に ご協力を願います

問 農業委員会事務局 ☎ 062-9234

富士見町農業委員会では、毎年1回、町内全ての農地の利用状況について調査を行っています。その結果をもとに、遊休農地（耕作をされていないと思われる農地）の所有者へ「農地利用意向調査書」を送付させていただきますので、調査にご協力をお願いします。

遊休農地は、農業委員会の目視により判断をしています。耕作をしているにも関わらず、誤って遊休農地と判断された場合には、その旨をお知らせください。

#### ◆ 利用意向調査とは？

この調査は、「農地法」に基づき、遊休農地の発生防止・解消を図るため、遊休農地の所有者から、今後の利用方法の意向を確認するものです。

#### ◆ 農地中間管理機構

機関は農地中間管理事業に関する法律に基づく公的機関です。耕作を続けることが難しくなった農地を借受け、経営規模拡大を希望する若い手等に貸付けを行います。ただし、機関事業規程に基づき事業を進めており、希望された全ての農地を借受けられるものではありません。

